

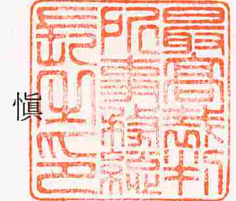
最高裁秘書第56号

令和2年1月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和元年11月13日付け（同月15日受付，第014438号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年11月11日付け契約書（両面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の印影）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を不開示とした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

契 約 書

最高裁判所が平成26年度司法修習生を対象として実施する平成27年度司法修習生考試の会場借用等業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社新梅田研修センター（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、借用施設、借用期間及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 最高裁判所が平成26年度司法修習生を対象として実施する平成27年度司法修習生考試の会場借用等業務
- (2) 借用施設 受注者が保有する「新梅田研修センター」のうち以下の施設
 - (ア) 新館2階グランドホール
 - (イ) 本館2階205ホール
 - (ウ) 新館3階303ホール
 - (エ) 本館3階305ホール
 - (オ) 新館4階404ホール
 - (カ) 本館4階405ホール
 - (キ) 本館6階600号室、601号室、602号室、6A室、6B室
- (3) 借用期間 平成27年11月18日から平成27年11月26日まで
- (4) 契約金額 金14,956,259円
(うち消費税及び地方消費税額1,107,871円を含む)

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容等）

第3条 受注者は、この契約の条項に基づいて、仕様書に従った業務を行う。

（権利譲渡の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による発注者の承

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 発注者は、受注者が行った業務に隠れた瑕疵を発見したときは、損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第7条第2項の検査に合格したときから1年とする。

(秘密の保持等)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、発注者から交付された対象となる資料等の取扱いについて十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を中止し、又は業務の遂行が不可能になった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第16条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する

とが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。ただし、法令により取引を義務付けられている場合を除く。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

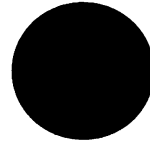
第26条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成27年11月11日

発注者 東京都千代田区準町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

受注者 大阪府大阪市福島区福島六丁目22番20号
株式会社新梅田研修センター
代表取締役 河野仁博



いたつ
う。
む。
が当
ない

直
に該

しく
て当
該解
契約

した
要し

除し
従い

台連
当要
巨否
通報

き、
こは、
5。
目め

- ア 筆記試験の実施に適した設備を有し、試験監督者等が受験者を十分に監視できる環境にあること。
- イ 試験の実施に十分な照明（照度500ルクス程度）を有すること。
- ウ カンニング等の不正行為を防止するため、座席は、隣の受験者と十分な距離を保ち、会議用長机を使用する場合は、2人掛けであること。
- エ 試験監督者等が受験者に試験問題等を容易に配布できる広さの通路（幅60cm以上）が確保されていること。
- オ 空調設備、放送設備、上下フロアの物音等、試験の実施に妨げとなる騒音がないこと。
- カ 試験室内において、受験者が持参する弁当等の飲食が可能であること。
- キ 試験室を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。

(4) 試験事務室、予備室及び休養室

- ア 試験期間中、試験事務室等のある階は専用して使用することが可能であること。
- イ いずれの部屋も施錠することができること。

(5) 会場の環境

- ア 試験当日、近隣を含め、適正な試験の実施に影響を及ぼすような行事、騒音等がないこと。
- イ 原則として、試験当日は、同一施設で他の団体が実施する試験等と競合しないこと及び同一建物内で他の団体の使用がないこと。

(6) 冷暖房設備

- 全室冷暖房の設備を有していること。

(7) 身体障害者への対応

- 車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子に対応していること、車椅子を使用できるエレベ

考試実施のために、試験室、試験事務室、予備室及び休養室の設営作業並びにこれに伴う2の必要物品及び機器の搬入搬出を行うこと。

第4 特記事項

第3の1の(5)に関し、考試実施及びそれに付随する業務が公正かつ円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5 その他

- (1) 本仕様書に定めた事項のほか、業務実施に際しては、発注者の指示に従う。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項及び内容については、発注者及び受注者双方の協議により定める。
しては、発注者の指示に従う。

